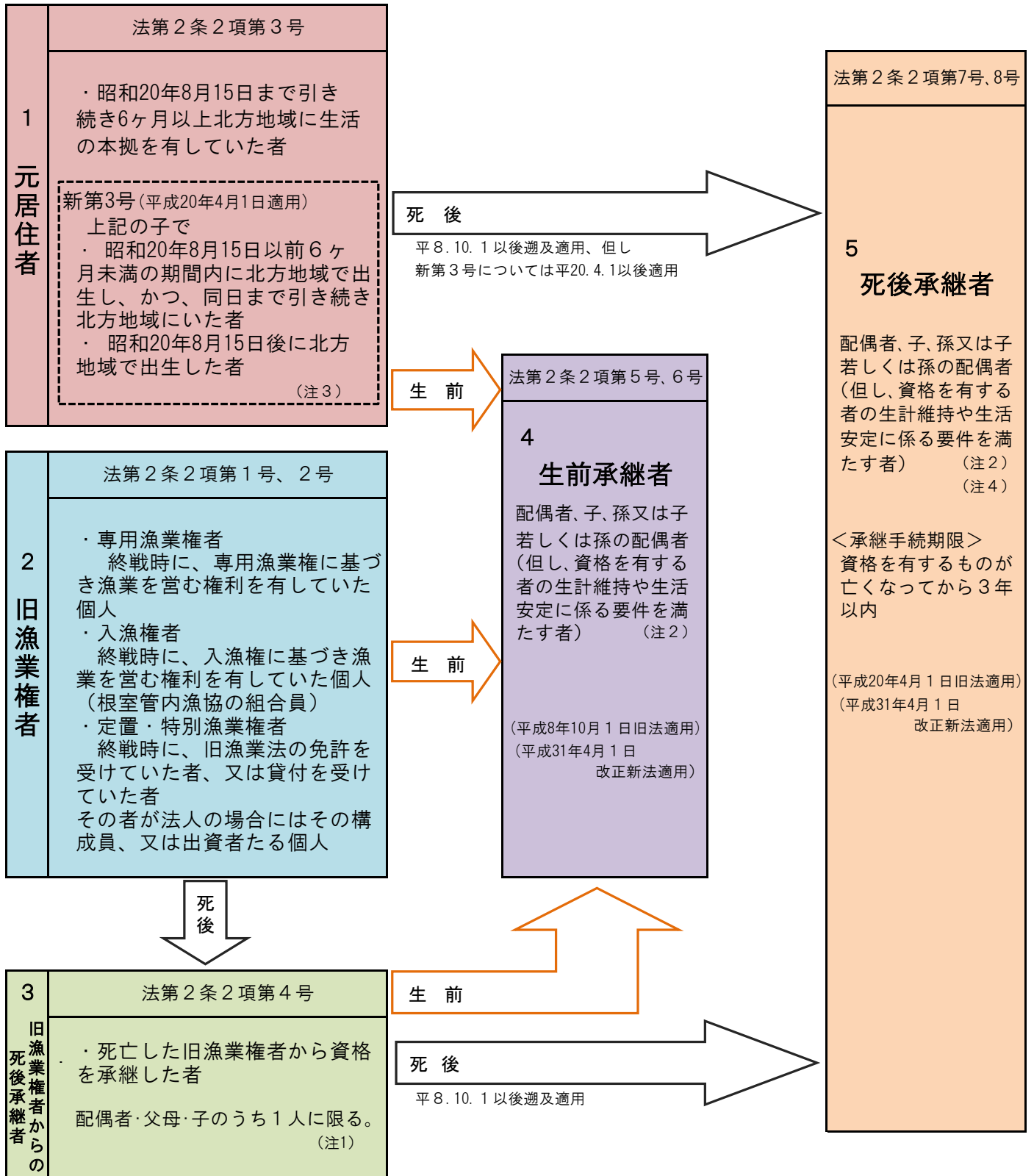


借入資格者概略図



(注1) 配偶者・父母・子の中に資格者(法第1号から第3号)がないこと。

(注2) 子又は孫の中に資格者(法第1号から第4号)がないこと。

(注3) 新第3号となった者が、平成20年4月1日の法律施行前に生前承継者として指定されていても、当該指定はなかったものとみなす。

(注4) 資格を有する者が、改正新法施行前に亡くなっている場合は旧法を適用する。